はじめよう

目學工學生

愉快た

1006116

5月は自転車月間です。平成29年5月に自転車活 用推進法が施行され、5月が自転車月間、5月5日が 自転車の日として定められました。本市では、「自転 車のまち宇都宮」として、さまざまな取り組みを進 めています。ぜひご活用ください。

⑤道路建設課☎(632)5322



▶ サイクリングロードを整備しています

本市では、レジャーなど多様な自転車利用を推進す るため、河川沿いにサイクリングロードの整備を進め ています。現在、山田川の河川堤防でサイクリング ロードの整備を進めており、3月には、競輪場通りか ら逆面大橋まで約9kmがつながりました(右の図)。

歩行者や車両なども利用しますので、十分注意し、 安全走行でサイクリングを楽しんでください。



スポーツバイクのレンタル、休憩スペースやシャワー・ロッ カーの提供、スポーツバイクセミナーなどを実施し、さまざま な自転車利用をサポートしています。ぜひご活用ください。 豊宮サイクルステーション☎(627)3196



▲宮サイクルステーション





(本) ご活用ください 自転車マッフ

宇都宮ブリッツェンが監修を務めた ルートなど、魅力的なサイクリング ルートを掲載した、ポケットに入るサイ ズの便利なマップです。

1市内版

宇都宮の観光スポットなどを自転車 で巡る14本のサイクリングルート。

2広域版(北西版・南西版)

美しい自然や景色を楽しみながら市 内と県内観光地を自転車で巡る約90~



▲市内版



▲北西版

130kmの4本の周遊サイクリングルートや、 ジャパンカップサイクルロードレースのコ・ ス。ただし、南西版は電子マップのみ。

配布場所・取得場所

- 紙 道路建設課(市役所8階)・宮サイクル ステーション(川向町)な ど。部数に限りがあります のでご了承ください。
- ▼電子 11宇都宮まちかど 情報マップ IP URL1 2 「ルー トラボ | FP URL2。



▲宇都宮まちかど 情報マップ



₩新たに追加 //

サイクリングロード

▲南西版



▲ルートラボ

自転車走行空間

自転車専用通行帯

普通自転車の通行専用の車道部分です。道路交通法

に基づき、この道路では、自転車 ■ は通行帯の上を走らなくてはなり ません。

また、他の車両は、道路外に出る、 左折するなどを除き、この通行帯 を通行することはできません。



矢羽根型路面表示

矢羽根の形を路面に表示して、自転車の通行位置や 通行方向を示したものです。

他の車両が当該部分を走行するこ とを禁止したものではありません が、自転車の安全を確保するために 設けてありますので、自転車の進行 を妨げないようにしてください。



自転車の駅

空気入れポンプなどを配備 し、既存施設の機能と併せて自 転車利用者をサポートする、休 憩スポットです。公共施設、市 内の観光施設、コンビニエンス



ストアなど、主要なサイクリングルート沿線の54カ所 に設置しています。

自転車による交通事故防止 ⑩1016120

白転車を利用するときは、白転車安全利用五則を守 り、安全に利用しましょう。

- 11 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行(路側帯も左側通行)
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- **4** 安全ルールを守る
- ▼飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ▼夜間はライトを点灯
- ▼交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用(本市では、高齢者のへ ルメット着用も推奨しています)

🏠 サイクルアンドバスライド用駐!

「サイクルアンドバスライド」 とは、自転車に乗ってバス停留 所まで行き、バスに乗り換える こと。本市では、バス停留所付 近の公共施設や民間施設、歩道



上などにおいて、駐輪場を整備しています。

利用ルールやマナーを守って、ご利用ください。

自転車保険に加入しましょう № 1003496

白転車の交通事故の中には、白転車利用者が加害者 となり、高額な賠償金を請求される場合があります(損 害賠償金9.521万円、神戸地方裁判所、平成25年判決)。

万が一の場合に備え、自転車損害賠償責任保険に加 入することが大切です。

保険には自転車安全整備店で取り扱っている「TS マーク付帯保険」の他、すでに加入している自動車保 険や火災保険などの特約で、自転車 (Q.0) の交通事故に対応できるものもあり

ますので、加入している保険会社に 確認してみましょう。



5月11~20日は春の交通安全市民総ぐるみ運動

子巴多高度多高度多元 砂なで交通事故のない愉快なまちへ

∰生活安心課☎(632)2264

5月11~20日は、春の交通安全市民総ぐるみ 運動です。この機会に、6つの運動の重点を意識 し、交通事故を未然に防ぎましょう。

11子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者 の交通事故防止

- ▼子どもの交通事故防止 全国で通学中の子どもが 死傷する交通事故が発生しています。ドライバー は、スクールゾーンや通学路などを通行する際、 安全な速度での運転を心掛けましょう。また、家 庭内で交通安全について話し合ってみましょう。
- ▼高齢者の交通事故防止 高齢者が交通事故の加害 者となるケースも発生しています。高齢者は、身 体機能の変化を自覚し、時間と心に余裕を持った 運転を心掛けましょう。
- 2 自転車の安全利用の推進 詳しくは、上の記事を ご覧ください。
- 3全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの **正しい着用の徹底** シートベルトは、あなたや家 族の大切な命を守る命綱です。自動車に乗るとき は必ず後部座席を含めた全ての座席でシートベル トを着用し、安全運転を心掛けましょう。

また、6歳未満の幼児を自動車に乗せる場合は、 チャイルドシートの着用が義務付けられています。 乗車する子どもの体格に合わせたものを選び、座 席にしっかり固定し、正しく着用しましょう。

- △飲酒運転の根絶 飲酒運転は、悲惨な重大事故を 引き起こす悪質な犯罪行為です。飲酒運転を「し ない・させない」を徹底しましょう。
- □「子どもや高齢者に優しい35運動」の推進 「3S」とは、See (見る・発見する)・Slow (減速 する)・Stop(止まる)の頭文字です。子どもや高 齢者を見掛けたら、減速してその動きに注意する など、思いやりのある運転と交通事故防止に努め ましょう。
- **6「夜間走行中の原則ハイビーム」の徹底** 夕暮れ時 の視認性低下による「見落とし」「発見の遅れ」 を防止するため、前照灯を早期に点灯するととも に、夜間は交通量の多い市街地な どを除き、原則ハイビームで走行 して、歩行者などを少しでも早く 発見できるようにしましょう。
 - ■春の交通安全県民総ぐるみ運動オープニング セレモニー
 - **▼日時** 5月10日(金)午前11時20分~。
 - ▼会場 オリオンスクエア。
 - ▼内容 交通安全宣言などの式典など。